

浜松市火災予防条例第23条の運用に関する要綱

平成16年8月31日

浜消達第121号

改正 平成16年12月24日浜消達第188号

平成17年6月30日浜消達第95号

平成28年3月24日浜消局達第209号

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市火災予防条例(昭和37年浜松市条例第17号。以下「条例」という。)第23条の規定の運用について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定場所 浜松市火災予防施行規程(昭和62年浜松市消防本部告示第1号。以下「規程」という。)第8条に規定する場所をいう。
- (2) 禁止行為 指定場所において喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は当該場所に危険物品を持ち込む行為をいう。
- (3) 解除承認 条例第23条第1項ただし書の規定により、消防署長が指定場所における禁止行為の解除を認めることをいう。
- (4) 審査基準 解除承認に当たり、申請内容を審査するための基準をいう。
- (5) 大規模な百貨店等 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗で床面積の合計が3,000平方メートル以上のものをいう。
- (6) 防火区画 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「建基令」という。)第115条の2の2第1項第1号に掲げる基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は建基令第112条第1項に規定する特定防火設備(常時閉鎖又は作動をした状態にあるもの以外のものにあつては、火災により煙が発生した場合又は火災により温度が急激に上昇した場合のいずれかの場合に、自動的に閉鎖又は作動をするものであること。)で区画され、かつ、同条第15項及び第16項で定める措置が講じられているものをいう。
- (7) 不燃区画 不燃材料(建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「建基法」という。)第2条第9号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。)で造った壁、柱、床及び天井(天井のない場合は、はり及び屋根)又は防火戸(建基法第2条第9号の2口に規定する防火設備であるものに限る。以下同じ。)で区画され、かつ、区画を貫通する風道には防火ダンパーが設けられているものをいう。
- (8) 階段等 階段室内、避難器具設置場所若しくは避難の用に供する渡り廊下をいう。
- (9) 出入口 道路又は空地に面する出入口をいう。

(指定場所)

第3条 指定場所の用途に係る取り扱いは、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 指定場所を本来用途以外に使用する場合は、次のとおりとする。

ア 本来用途以外で指定場所に該当する用途に使用する場合は、当該用途で規制する。

イ 指定場所以外の用途に使用する場合は、規制を適用しない。

(2) 指定場所以外の場所を一時的に規程第8条に掲げる防火対象物の用途に係る指定場所として供する場合(前号に掲げる場合を除く。)は、当該用途に係る指定場所とすること。

(3) 冠婚葬祭を行う場合については、条例第23条の規定は適用しないこと。

2 指定場所に関する防火対象物の取り扱いは、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 2以上の用途に供する防火対象物の場合は、それぞれの用途に係る指定場所とすること。

(2) 次に掲げる場合は、それぞれ別の防火対象物として取り扱うこと。

ア 消防法施行令(昭和36年政令第37号。以下「政令」という。)第8条に規定する区画がされているもの

イ 「消防用設備等の設置単位について」(昭和50年3月5日付け消防安第26号消防庁安全救急課長通知)に基づき、別棟扱いされているもの

(3) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗と同一の防火対象物内に存する飲食の用に供する部分は「飲食店」としてとらえること。

(4) 一の防火対象物内に複数の百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗が存する場合は、当該用途部分(機能従属部分を含む。)の床面積を合算する。

3 指定場所の範囲は、次の各号に定めるところによるものとする。ただし、条例第23条第3項第2号、第4項及び第5項の規定により喫煙所を設けた場合は、当該場所から除くものとする。

(1) 劇場等の舞台は、次の部分とする。

ア 舞台部、奈落及び袖部分のほか、これらに接続した大道具室、小道具室

イ 楽屋、出演者の控室等(アと建基法第2条第7号の2に規定する準耐火構造又は準不燃材料(建基令第1条第5号に規定する準不燃材料をいう。以下同じ。)で造られた隔壁で区画し、かつ、その開口部に防火戸が設けられている場合を除く。)

(2) 劇場等の客席は、いす席、座り席、立席等の客席部分及び客席内の通路部分とする。

(3) 劇場等の公衆の出入りする部分は、第1号の舞台及び前号の客席以外の部分で、ホワイエ、ロビー、廊下、通路等の公衆が利用する部分とする。

(4) 旅館、ホテル、宿泊所及び公衆浴場並びにキャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール及び飲食店の舞台は、第1号の規定の例による。

(5) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗の売場は、次の部分とする。

ア 物品陳列販売部分及びその間の通路

イ 食料品の加工場及び各種物品の加工修理コーナー（以下「加工場等」という。）

ただし、次のいずれかに該当する加工場等を除く。（い）

(ア) ア又は次号の通常客の出入りする部分（以下「売場等」という。）に隣接しない加工場等

(イ) 売場等に隣接する加工場等で、全体が不燃区画されているもの。この場合において、当該不燃区画に設ける開口部のうち、売場等に面する開口部は、据付面積の合計2平方メートル以内のはめごろし防火戸とし、これ以外の開口部は常時閉鎖又は作動をした状態にあるもの以外のものにあつては、火災により煙が発生した場合又は火災により温度が急激に上昇した場合のいずれかの場合に、自動的に閉鎖又は作動する防火戸であるものに限る。（い）

ウ スtock場（売場等に直接面する開口部を有しないものを除く（売場等に隣接して存する場合にあつては、Stock場全体が不燃区画されているものに限る。））

エ 写真の現像、洋服等の仕立、クリーニング等の各種承り所

オ 手荷物一時預り所、買物品発送所、買物相談所、店内案内所、託児所、現金自動支払機室等のサービス施設

(6) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗の通常客の出入りする部分は、次の部分とする。

ア 物産展、展示会等を行う催事場

イ 客が利用する屋上等の直接外気に開放された部分

ウ 前号アに隣接し、かつ、利用形態が一体をなしている美容室、理容室、写真室、貸衣装室、生活教室等（売場等と不燃区画されたものを除く。）

エ 階段、エレベーター、エスカレーター、傾斜路、休憩所等の客の利用に供する部分

(7) 屋内展示場の公衆の出入りする部分は、展示ブース等の展示を行う部分及び階段、廊下、通路、エレベーター、エスカレーター、傾斜路、ロビー等の公衆の利用に供する部分とする。

(8) 高さ100メートル以上の建築物の公衆の通行の用に供する部分は、階段、廊下、通路、エレベーター、エスカレーター、傾斜路、展望コーナー、ロビー等の部分とする。

(9) 車両の駐車場の公衆の出入りする部分とは、旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物の旅客が利用する部分とする。

(禁止行為)

第4条 禁止行為の取り扱いは、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 喫煙は、マッチ、ライター等で点火し喫煙する一連の行為とする。
- (2) 裸火は、「炎、火花を発するもの又は赤熱して見える発熱部が外部に露出した状態で使用するもの若しくは外部に露出した発熱部で、可燃物が触れた場合瞬時に着火するおそれのあるもの（発熱部の表面温度が400度以上）」とするほか、次によること。

なお、火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号）第1条の5各号に掲げるがん具煙火のうちクリスマスクラッカー及び平玉を消費する行為については、裸火の使用行為に含まないものとし、当該消費行為に伴う当該品の持ち込みは、危険物品持ち込み行為から除くものとする。

ア 気体燃料、液体燃料又は固体燃料を熱源とする火気使用設備器具は、直接屋外から空気を取り入れ、かつ、廃ガスその他の生成物を直接屋外に排出する密閉式燃焼設備器具（FF型等）以外のものが裸火の使用に該当する。

イ 電気を熱源とする火気使用設備器具のうち、トースター、ヘアードライヤー、電気オープン等のように発熱部が燃焼室、風道又は庫内に面しているもので、かつ公的検査機関の検査を受けているもの以外のものが裸火の使用に該当する。

- (3) 危険物品の持ち込みは、危険物品（浜松市火災予防規則（昭和61年浜松市規則第51号。以下「規則」という。）第10条各号に掲げる物品）を持ち込むすべての行為とする。

ただし、次に掲げる行為は、危険物品持ち込み行為に含まないものとする。

ア 百貨店等の売場において、次に掲げる物品（販売行為の一環としてとらえる試供品又はサンプルを含む。）を恒常的に陳列、販売する行為

(ア) 危険物に該当する製品（1の承認単位当たりの数量が、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令306号。以下「危政令」という。）別表第3に定める指定数量の5分の1未満に限る。）

(イ) 可燃性液体類に該当する製品（1の承認単位当たりの数量が、条例別表第7に定める数量の5分の1未満に限る。）

(ウ) 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下「ガス法」という。）の適用が除外される容器入り可燃性ガス（1の承認単位当たりの取り扱いガス総質量が20キログラム以下に限る。）

(エ) 「SFマーク」((社)日本煙火協会が実施する「基準検査」と「安全検査」に適合する旨の表示)の付されているがん具用煙火（1の承認単位当たりの総薬量が5キログラム未満に限る。）

イ 屋内展示場で行われる危険物品の展示行為（実演を伴わず展示のみを行う場合で、商品等容器に密閉されたものに限る。）

ウ 車両等の展示行為（運行又は稼働を伴うものを除く。）

エ 潤滑油等が密閉状態で内蔵されている工作機械等の機器を持ち込み又は使用する

行為

オ 動植物油を調理（煮沸行為を除く。）に使用する行為

カ 日常の清掃用にクリーナー等の危険物品を使用する行為

（解除承認の申請）

第5条 署長は、規則第11条に規定する指定場所における行為承認申請書（以下「申請書」という。）により申請を受付した場合は、審査を行い、行為承認審査書（第1号様式。以下「審査書」という。）を作成し、処理するものとする。

（解除承認の期間等）

第6条 解除承認の申請は、指定場所ごととする。ただし、次項各号に掲げる恒常的な行為に係る解除承認申請にあつては、当該申請に係る場所ごととする。

2 解除承認は、当該行為に必要な期間を解除承認期間として行うものとするとともに次に掲げる恒常的な行為に係る解除承認にあつては、期間を定めず行うものとし、当該解除承認に係る承認内容の遵守状況等については、立入検査時等に確認を行うものとする。

（1）恒常的に火気使用設備器具を用いる行為

（2）恒常的に危険物品の持ち込みを行う行為

（審査）

第7条 指定場所における行為承認申請（以下「解除申請」という。）の審査は、次の各号に定めるところによるものとする。

（1）審査は、書類審査により行うものとする。

（2）審査要領は、次のアからキに定めるものとする。

ア 申請内容が解除承認を行う妥当性を有する行為であること。

イ 申請内容が必要最小限の範囲であること。

ウ 申請内容が「承認要件適用区分及び審査基準」（別添）に規定する審査基準に適合していること。

エ 申請に係る行為及び機器等は、資料又は実験等により明確な特性、性能及び安全性が確認できるものであること。

オ 関係者及び行為者が申請内容を適正に履行できるものであること。

カ 指定場所が、消防法令又は防火に関する他の法令に違反を生じないこと。

キ 申請に係る行為及び機器等の位置、構造等が、関係法令に定める保安基準に適合していること。

（3）指定場所ごとを一の承認単位として適用する。ただし、防火区画された場所は一の承認単位として取り扱うものとする。

(解除承認の特例)

第 8 条 署長は、次に掲げる場合は、解除承認に際し、審査基準によらないことができるものとする。

- (1) 指定場所の特異性から、当該指定場所独自の審査基準を定めても火災予防上支障がないと認められる場合
- (2) 審査基準の範囲を超える禁止行為の申請又は機器等が開発された場合で、解除承認しても火災予防上支障がないと認められる場合

(標準処理期間)

第 9 条 第 5 条に規定する申請に対する処分にかかる標準処理期間は、3日とする。

(承認証の交付等)

第 10 条 署長は、解除承認する場合は、禁止行為解除承認証 (第 2 号様式。以下「承認証」という。) 及び必要に応じて別紙 (第 2 号様式その 2) を作成し、申請者に交付するものとする。

- 2 承認証を交付した場合、審査書へ承認証受領者の署名を徴するものとする。

(承認証の掲出)

第 11 条 署長は、解除承認した場合は、承認証を当該場所の見易い位置に承認期間中掲出させるものとする。

(不承認の処理)

第 12 条 署長は、承認しない場合は、不承認通知書 (第 3 号様式) を作成し、申請者に通知するものとする。

(解除承認の取り消し)

第 13 条 署長は、解除承認した後において次に掲げる取消事由を認めた場合は、公益上緊急に承認を取り消すことができるものとする。

なお、取り消す行為は、取消事由、消防用設備等の設置状況若しくは防火管理の状況により、当該禁止行為の全部又は一部とすることができるものとする。

- (1) 解除承認の際に講ずべき措置の不履行により火災予防上好ましくないと認められる場合
- (2) 承認を受けた場所から火災を発生させた場合
- (3) 防火対象物又はその部分の事情変更により承認を継続させることが火災予防上好ましくないと認められる場合

- (4) 防火対象物又は当該部分に法令違反が生じ、浜松市火災予防違反処理規程（平成5年消防本部訓令甲第6号）に基づく警告又は命令を受けることとなる場合
 - (5) その他署長が火災予防上好ましくないと認める場合
- 2 承認を受けた禁止行為について次に掲げるいずれかに該当する場合には、当該承認は失効するものとする。
- (1) 承認を受けた者に変更が生じた場合
 - (2) 承認を受けた期間が過ぎた場合
 - (3) 承認を受けた場所が指定場所に該当しなくなった場合
- 3 署長は、第1項により承認を取り消す場合は、審査書を作成し、禁止行為解除承認取消書（第4号様式）により申請者に通知する。

（標識の設置）

第14条 指定場所に設ける喫煙、裸火の使用又は危険物品の持ち込みを禁止する旨の標識は、当該指定場所の規模及び形態に応じた数とし、次に掲げる箇所に設けるものとする。

（1）「禁煙」の標識

ア 規程第8条第1号ア、イ、ウ、エ及びキの舞台にあつては、当該場所の入口の見易い箇所とすること。

イ 規程第8条第1号ア、イ及びウの客席にあつては、正面舞台の側壁又は柱等で客席のすべての部分から確認できる箇所とすること。ただし、観覧場にあつては、その規模及び形態に応じて見易い箇所とすることができる。

ウ 規程第8条第1号オの売場及び通常客の出入りする部分、力の公衆の出入りする部分並びにクの公衆の通行の用に供する部分にあつては、客、入場者又は利用者用の入口の見易い箇所とすること。

（2）「火気厳禁」の標識

ア 規程第8条第1号ア、イ、ウ、エ及びキの舞台にあつては、当該場所の入口の見易い箇所とすること。

イ 規程第8条第1号ア、イ及びウの客席、オの売場及び通常客の出入りする部分、力の公衆の出入りする部分並びにクの公衆の通行の用に供する部分にあつては、客、入場者又は利用者用の入口の見易い箇所とすること。

（3）「危険物品持込み厳禁」の標識

禁止場所を有する防火対象物の当該入口等の見易い箇所とすること。

2 条例第23条第3項第1号及び第4項に規定する全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置は、次によるものとする。

（1）標識の色は白地、文字を黒字とし、大きさは、規則別表第3に規定する禁煙の標識による。

(2) 標識に併せて図記号による標識を設ける場合は、規則別表第3の2に規定する禁煙の図記号とすること。

(3) 標識中には、「禁煙」の文字を含むものとし、使用形態に応じた内容とする。なお標識の記載例は次のとおりとする。

ア 「全館禁煙」

イ 「当 是、全館において禁煙です。」

ウ 「この階は禁煙」

エ 「当 においてこの階は禁煙です。喫煙所は、 階にあります。」

3 条例第23条第3項第2号に規定する「喫煙所」の標識は、喫煙所の形態に応じた公衆の目に触れやすい箇所に設置するものとする。

(喫煙所の設置)

第15条 条例第23条第3項第2号、第4項及び第5項の規定に基づき設置する喫煙所は、次に掲げる基準により出火防止上支障のない部分に設けるものとする。

(1) 喫煙所は、階段室内、エスカレーターの防火区画内、避難口の周囲、避難器具設置場所の周囲又は廊下若しくは通路等の通行の用に供する部分には設けないこと。

(2) 条例第23条第4項に規定する「通行の用に供しない部分」は、廊下、通路等が条例及び建築関係法令において規定される幅員を超える部分(例えば、突出した柱等の間の部分)をいう。したがって、劇場等の客用廊下に長いす、吸殻容器を置いて喫煙所とする場合は、法令に規定する幅員以下にならないこと。

(3) 喫煙所の構造等については、次によること。

ア 可燃物の転倒落下の恐れがなく、周囲の可燃物から防火上有効な距離を確保すること。ただし、当該距離を確保することができない場合には、準不燃材料の間仕切り、ついたて等で床面から防火上有効に遮断した場合は、この限りでない。

イ 通行及び避難上支障のない位置(第2号を含む。)で、喫煙所に適したスペース等について、十分検討した位置とすること。

ウ 百貨店等に設ける場合は、床面の色表示、間仕切り等により他の部分と区別すること。

エ 喫煙所には、安定性のある不燃性の吸殻容器、いすその他喫煙に必要なもの以外は、存置しないこと。

オ 喫煙所の周囲を区画する場合は、準不燃材料を用いること。

カ 消防用設備等の操作の障害とならない位置とすること。

(指定場所の把握)

第16条 署長は、指定場所一覧(第5号様式)を作成し、常に防火対象物の指定場所の把握に努めなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年9月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に条例第23条第1項ただし書に基づいてされた承認は、この要綱の規定にかかわらず当該承認期間中、なおその効力を有する。

附 則 (い)

この要綱は、平成17年1月1日から施行する。ただし、第3号様式及び第4号様式の改正規定は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (ろ)

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

附 則(行政不服審査法の施行に伴う予防関係要綱の整備に関する要綱(平成28年3月24日浜消局達第209号))(は)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

第1号様式(第5条関係)

行為承認審査書

起案	年 月 日	署長				公印
決済	年 月 日					
申請書 受付	年 月 日 第 号					
起案者	消防署					
名称						
所在地						
指定場所用途						
処理区分	承認	不承認	取消し			
種類	喫煙	裸火使用	危険物品持ち込み			
期間	年 月 日から	年 月 日				
審査	年 月 日					
審査内容						
審査結果						
承認番号		承認証受領者の署名	年 月 日			

第2号様式(第10条関係) (ろ)

浜松市指令消 第 号
年 月 日

様

浜松市 消防署長



禁止行為解除承認証

年 月 日付けで浜松市火災予防条例第23条第1項ただし書の規定により申請されたことにつきましては、次のとおり承認します。

防火対象物の所在地	
防火対象物の名称	
行為を行おうとする場所	
種類	喫煙 裸火使用 危険物品持ち込み
内容	
承認の期間	

- 【注意事項】 1 承認の要件を厳守すること。
2 承認の期間中、本証を承認場所の見やすい位置に掲出すること。

第2号様式その2（第10条関係）（ろ）

行為を行おうとする場所	
種類	喫煙 裸火使用 危険物品持ち込み
内容	
承認の期間	

行為を行おうとする場所	
種類	喫煙 裸火使用 危険物品持ち込み
内容	
承認の期間	

第3号様式（第12条関係）（い）（は）

浜松市指令消 第 号
年 月 日

様

浜松市 消防署長



不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった下記の防火対象物に係る禁止行為の解除については、承認しないことを決定したので通知します。

記

- 1 防火対象物（所在地・名称）
- 2 申請の場所及び行為
- 3 不承認の理由

教示

- 1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に浜松市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浜松市を被告として（訴訟において浜松市を代表する者は浜松市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 前1又は2の期間が経過する前であっても、この処分があった日（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する判決があった日）の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がない限り、審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第4号様式（第13条関係）（い）（は）

浜松市指令消 第 号

年 月 日

様

浜松市 消防署長



禁止行為解除承認取消書

年 月 日付け浜松市指令消 第 号による禁止行為の解除承認については、下記によりこれを取り消す。

記

- 1 防火対象物（所在地・名称）
- 2 取り消す禁止行為及びその場所
- 3 取消の理由

教示

- 1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に浜松市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浜松市を被告として（訴訟において浜松市を代表する者は浜松市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 前1又は2の期間が経過する前であっても、この処分があった日（審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する判決があった日）の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がない限り、審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

承認要件適用区分及び審査基準

第1 劇場、映画館、演芸場、公会堂、集会場、旅館、ホテル、宿泊所、公衆浴場

1 承認要件適用区分

承認要件の適用区分については、次表による。

承認申請適用区分表

指定場所	禁止行為	喫煙	裸火使用	危険物品持ち込み
劇場 映画館 演芸場 観覧場 公会堂 集会場	舞台			
	客席	×		
	公衆の出入りする部分	-	-	
旅館 ホテル 宿泊所 公衆浴場	舞台			

備考 禁止行為の種別欄の「 」は承認、「×」は不承認、「-」は非該当を示す。

2 審査基準

(1) 審査の基準は、次表による。

審査基準表

指定場所	禁止行為	審査基準																																									
劇場 演芸場 公会堂 集会場 旅館 ホテル 宿泊所 公衆浴場	喫煙	1 演技上必要なものに限ること。 2 喫煙設備を設けること。 3 消火器具を設けること。 4 従業員等による監視体制が講じられていること。																																									
	舞台	1 可燃物から、次に定める安全な距離を確保していること。 (1) 条例第3章において、火災予防上安全な距離が定められている場合は、当該距離以上の距離 (2) (1)以外の場合は、火災の幅及び長さに応じ、表1に規定する距離以上の距離 表1 単位：cm <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="6">火災の幅</th> </tr> <tr> <th>40以内</th> <th>50以内</th> <th>60以内</th> <th>70以内</th> <th>80以内</th> <th>100以内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th rowspan="2">火災の長さ</th> <th>20以内</th> <td colspan="4">100</td> <td colspan="2">150</td> </tr> <tr> <th>20を超え40以内</th> <td>100</td> <td>150</td> <td>200</td> <td>250</td> <td>300</td> <td>350</td> </tr> </tbody> </table> 2 可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。 3 従業員等による監視、消火等の体制が講じられていること。 4 使用者が、裸火使用を容易に停止できる措置が講じられていること。 5 消火器具を設けること。 6 解除される機器及び範囲は、次に掲げるものであること。 (1) 電気を熱源とする火気使用設備器具及び電気を熱源とするその他の機器 (2) 気体燃料を熱源とするカートリッジ式の火気使用設備器具及び気体燃料を熱源とするその他の機器 (3) 液体又は固体燃料を消費する火気使用設備器具及び液体又は固体燃料を消費するその他の機器は、次に掲げるものであること。 ア 舞台上、演技上必要なものに限ること。 イ 危険物は、引火点が40度以上、かつ、消費量が100ml以内であること。 ウ 危険物は、漏れ、あふれ又は飛散しないよう措置を講じてあること。 エ 火炎を有するものは、舞台部の空間の高さに応じ、火炎の長さが表2に規定する長さ以内の長さであること。 表2 <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="3">舞台部の空間の高さ</th> </tr> <tr> <th>8.0m未満</th> <th>8.0m以上 10.0m未満</th> <th>10.0m以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th>火炎の長さ</th> <th></th> <td>20cm</td> <td>30cm</td> <td>40cm</td> </tr> </tbody> </table> オ 燃焼の炎は、安定し、かつ、継続するものであること。 カ 燃焼時に、火の粉が発生しないこと。			火災の幅						40以内	50以内	60以内	70以内	80以内	100以内	火災の長さ	20以内	100				150		20を超え40以内	100	150	200	250	300	350			舞台部の空間の高さ			8.0m未満	8.0m以上 10.0m未満	10.0m以上	火炎の長さ		20cm	30cm
		火災の幅																																									
		40以内	50以内	60以内	70以内	80以内	100以内																																				
火災の長さ	20以内	100				150																																					
	20を超え40以内	100	150	200	250	300	350																																				
		舞台部の空間の高さ																																									
		8.0m未満	8.0m以上 10.0m未満	10.0m以上																																							
火炎の長さ		20cm	30cm	40cm																																							

裸火使用

- (4) 火薬類を消費する場合は、次に掲げるものであること。
 - ア 飛散した火花は、床面に落下する前に燃えつきるものであること。
 - イ 火炎を有するものは、舞台部の空間の高さに応じて、火炎の長さが表2に規定する長さ以内の長さであること。
 - ウ 煙火は、固定して消費すること。(拳銃等の形態による消費を除く。)
 - エ 煙火は、飛しょうするものでないこと。
 - オ 火薬類取扱いに関する知識及び技術を有する専従員が取り扱うこと。
 - カ 火花を噴き出す煙火は、次に掲げるものであること。
 - (ア) 実験等により特性を確認したものであること。
 - (イ) 煙火は、固定して消費すること。
 - (ウ) 飛散した火花は、床面に落下する前に燃え尽きるものであること。
 - (エ) 火花の飛散範囲は、2m以内であること。また、飛散範囲内の煙火の火花の高さは、舞台部の空間の高さに応じ、表3に規定する高さ以内の高さであること。

表3

	舞台部の空間の高さ		
	8.0m未満	8.0m以上 10.0m未満	10.0m以上
火花を噴き出す煙火の火花の高さ	2.0m	2.5m	3.0m

- (オ) 火花の飛散範囲内及びその範囲から周囲2mの床面を防火性能を有する材料(準不燃材料)で覆うこと。
- (カ) 火花の飛散範囲内及びその範囲から上方4m及び周囲2m以内には、可燃物を置かないこと。
- (キ) 火花の飛散範囲内に演技者等がないこと。
- (ク) 火花の飛散範囲から6m以内に観客がないこと。
- (ケ) 消費中の煙火を移動しないこと。
- (コ) 煙火消費後、排煙の措置を講じること。
- (サ) 消火器を増設するほか、必要に応じて屋内消火栓設備等の使用準備をすること。
- (シ) 火薬類取扱いに関する知識及び技術を有する専従員が取り扱うこと。
- キ 0.1gを超える火薬類を消費する場合において、同時に消費する数は、10個以下とすること。

- (5) その他の裸火
 - ア 固体の衝撃摩擦又は電気による火花を発生するものは、火花の飛散距離が2m以内であること。
 - イ 火炎を有するものは、舞台部の空間の高さに応じて、火炎の長さが表2に規定する長さ以内の長さであること。
 - ウ 瞬間的に燃焼する場合の炎の大きさは、必要最小限とすること。
- 7 直接屋外に開放された場所における使用については、特性及び性能が確認できるものであり、かつ、演技上必要最小限の範囲であること。
 なお、噴き出す火花の高さが6m以上となる煙火を消費する場合は、当該場所から客席までの距離が、火花の飛散範囲に6mを超えた距離又は火花の高さと同等の距離のいずれか長い方の距離以上の距離であること。

舞台

危険物品持ち込み

- 1 従業員等による監視体制が講じられていること。
- 2 消火器具を設けること。
- 3 解除される範囲は、次に掲げるものであること。
 - (1) 危険物
 危政令別表第3に定める指定数量の100分の1未満であること。
 - (2) 可燃性液体類
 条例別表第7に定める数量の100分の1未満であること。
 - (3) 可燃性ガス容器(ガス法の適用を除外される液化ガスに限る。)
 ガス総質量が0.5kg以下であり、かつ、容器の総容量がガス質量0.5kg以下であること(容器の個数は問わないものとする。)
 - (4) 火薬類(打上煙火を除く。)
 火薬類の原料である火薬又は爆薬の量により、1回の公演当たり次の個数以下であること。

		<p>ア 0.1 g 以下のものは、50 個</p> <p>イ 0.1 g を超え 1.5 g 以下のものは、10 個（舞台部にスプリンクラー設備が設置され、かつ、舞台部の空間の高さが 8 m 以上の劇場については、5 g を超える火薬類を使用しない場合には、20 個とすることができる。）</p> <p>4 直接屋外に開放された場所における持込みについては、舞台の部裸火使用の項 7 によること。</p>
客席	喫煙	認めないものとする。
	裸火使用	舞台の部裸火使用の項によること。ただし、火花を噴き出す煙火については、認めないものとする。
	危険物品持ち込み	舞台の部危険物品持ち込みの項によること。
公衆の出入りする部分	危険物品持ち込み	<p>1 従業員等による監視体制が講じられていること。</p> <p>2 消火器具を設けること。</p> <p>3 解除される範囲は、次に掲げるものであること。</p> <p>(1) 危険物 危政令別表第 3 に定める指定数量の 20 分の 1 未満であること。</p> <p>(2) 可燃性液体類 条例別表第 7 に定める数量の 20 分の 1 未満であること。</p> <p>(3) 可燃性ガス容器（ガス法の適用を除外される液化ガスに限る。） ガス総質量 5 kg 以下であり、かつ、容器の総容量がガス質量 5 kg 以下であること（容器の個数は問わないものとする。）。</p>

(2) 審査基準適用上の留意事項

ア 「消火器具」の設置は、次によること。

(ア) 禁止行為の内容を勘案し、最も消火適応性が高いものを有効な位置に配置する。

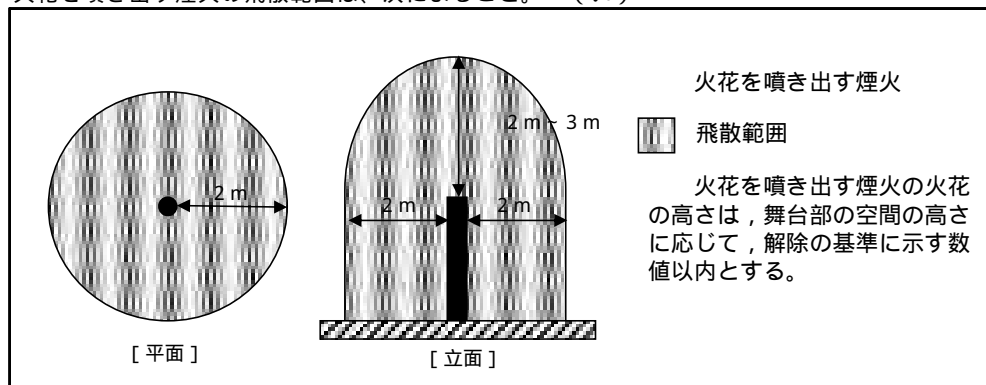
(イ) 消火能力単位（普通火災）は、2 以上とする。

イ 「瞬間的に燃焼する場合の炎」とは、硝化綿等を燃焼した場合のものをいう。（い）

ウ 「ガス法の適用を除外される液化ガスの容器」には、カートリッジボンベが含まれるものであること。（い）

エ 煙霧発生機器の舞台効果に用いる機器を屋内で使用する場合、引火点摂氏 70 度未満の発煙剤は解除承認できないこと。（い）

オ 火花を噴き出す煙火の飛散範囲は、次によること。（い）



カ 「舞台部の空間の高さ」とは、舞台床面から天井部の設備等の下端部分（スノコ等）までの距離をいうこと。

なお、天井部の設備等の下端下方に可燃物がある場合は、舞台床面から可燃物までの高さの距離をいうこと。（い）

3 運用上の留意事項

- (1) 曲芸又は奇術等で使用する特殊な裸火又は危険物品については、特性、性能等が確認できる資料を提出させるか、実際と同一条件のもとで実験を行い、安全性の確認を行うこと。
- (2) 煙霧発生機器の使用及び火薬類の消費に際しては、自動火災報知設備発報時の即応体制を確保しておくこと。
- (3) 演出上用いられる裸火等の解除承認に際しては、施設側関係者、演出担当者、演技者等が相互に演出内容を十分把握しているかを確認すること。

第2 キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、飲食店

1 承認要件適用区分

承認要件の適用区分については、次表による。

承認申請適用区分表

指定場所	禁止行為	喫煙	裸火使用	危険物品持ち込み
キャバレー ナイトクラブ ダンスホール 飲食店	舞台			

備考 禁止行為の種別欄の「 」は承認、「×」は不承認、「-」は非該当を示す。

2 審査基準

(1) 審査の基準は、次表による。

審査基準表

指定場所	禁止行為	審査基準																																							
舞台	喫煙	1 演技上必要なものに限ること。 2 喫煙設備を設けること。 3 消火器具を設けること。 4 従業員等による監視体制が講じられていること。																																							
	裸火使用	1 可燃物から、次に定める安全な距離を確保していること。 (1) 条例第3章において、火災予防上安全な距離が定められている場合は、当該距離以上の距離 (2) (1) 以外の場合は、火炎の幅及び長さに応じ、表1に規定する距離以上の距離 表1 単位：c m <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="6">火炎の幅</th> </tr> <tr> <th>40以内</th> <th>50以内</th> <th>60以内</th> <th>70以内</th> <th>80以内</th> <th>100以内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">火炎の長さ</td> <td>20以内</td> <td colspan="4">100</td> <td colspan="2">150</td> </tr> <tr> <td>20を超え40以内</td> <td>100</td> <td>150</td> <td>200</td> <td>250</td> <td>300</td> <td>350</td> </tr> </tbody> </table> 2 可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。 3 従業員等による監視、消火等の体制が講じられていること。 4 使用者が、裸火使用を容易に停止できる措置が講じられていること。 5 消火器具を設けること。 6 解除される機器及び範囲は、次に掲げるものであること。 (1) 電気を熱源とする火気使用設備器具及び電気を熱源とするその他の機器 (2) 気体燃料を熱源とするカートリッジ式の火気使用設備器具及び気体燃料を熱源とするその他の機器 (3) 火薬類を消費する場合は、次に掲げるものであること。 ア 音又は煙を出すための煙火に限ること。 イ 煙火は、固定して消費すること。(拳銃等の形態による消費を除く。) ウ 火薬類取扱いに関する知識及び技術を有する専従員が取り扱うこと。 (4) その他の裸火 ア 固体の衝撃摩擦又は電気による火花を発生するものは、火花の飛散距離が2m以内であること。 イ 火炎を有するものは、舞台部の空間の高さに応じて、火炎の長さが表2に規定する長さ以内の長さであること。 表2 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">舞台部の空間の高さ</th> </tr> <tr> <th>8.0m未満</th> <th>8.0m以上 10.0m未満</th> <th>10.0m以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>火炎の長さ</td> <td>20cm</td> <td>30cm</td> <td>40cm</td> </tr> </tbody> </table> ウ 瞬間的に燃焼する場合の炎の大きさは、必要最小限とすること。			火炎の幅						40以内	50以内	60以内	70以内	80以内	100以内	火炎の長さ	20以内	100				150		20を超え40以内	100	150	200	250	300	350		舞台部の空間の高さ			8.0m未満	8.0m以上 10.0m未満	10.0m以上	火炎の長さ	20cm	30cm
		火炎の幅																																							
		40以内	50以内	60以内	70以内	80以内	100以内																																		
火炎の長さ	20以内	100				150																																			
	20を超え40以内	100	150	200	250	300	350																																		
	舞台部の空間の高さ																																								
	8.0m未満	8.0m以上 10.0m未満	10.0m以上																																						
火炎の長さ	20cm	30cm	40cm																																						
		1 従業員等による監視体制が講じられていること。 2 消火器具を設けること。																																							

危険物品持ち込み	<p>3 解除される範囲は、次に掲げるものであること。</p> <p>(1) 危険物 危政令別表第3に定める指定数量の100分の1未満であること。</p> <p>(2) 可燃性液体類 条例別表第7に定める数量の100分の1未満であること。</p> <p>(3) 可燃性ガス容器（ガス法の適用を除外される液化ガスに限る。） ガス総質量が0.5kg以下であり、かつ、容器の総容量がガス質量0.5kg以下であること（容器の個数は問わないものとする。）。</p> <p>(4) 火薬類（打上煙火を除く。） 火薬類の原料である火薬又は爆薬の量により、1回の公演当たり次の個数以下であること。 ア 0.1g以下のものは、30個 イ 0.1gを超え15g以下のものは、5個</p>
----------	---

(2) 審査基準適用上の留意事項

ア 「消火器具」の設置は、次によること。

(ア) 禁止行為の内容を勘案し、最も消火適応性が高いものを有効な位置に配置する。

(イ) 消火能力単位（普通火災）は、2以上とする。

イ 「瞬間的に燃焼する場合の炎」とは、硝化綿等を燃焼した場合のものをいう。（い）

ウ 「ガス法の適用を除外される液化ガスの容器」には、カートリッジボンベが含まれるものであること。（い）

エ 煙霧発生機器の舞台効果に用いる機器を屋内で使用する場合、引火点摂氏70度未満の発煙剤は解除承認できないこと。（い）

オ 「舞台部の空間の高さ」とは、舞台床面から天井部の設備等の下端部分（スノコ等）までの距離をいうこと。

なお、天井部の設備等の下端下方に可燃物がある場合は、舞台床面から可燃物までの高さの距離をいうこと。（い）

3 運用上の留意事項

(1) 曲芸又は奇術等で使用する特殊な裸火又は危険物品については、特性、性能等が確認できる資料を提出させるか、実際と同一条件のもとで実験を行い、安全性の確認を行うこと。

(2) 煙霧発生機器の使用及び火薬類の消費に際しては、自動火災報知設備発報時の即応体制を確保させておくこと。

第3 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗 (い)

1 承認要件適用区分

承認要件の適用区分については、次表による。

承認申請適用区分表

指定場所	禁止行為	喫煙	裸火使用	危険物品持ち込み
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗 (い)	売場	×	
通常客の出入りする部分		×		

備考 禁止行為の種別欄の「 」は承認、「×」は不承認、「-」は非該当を示す。

2 審査基準

(1) 審査の基準は、次表による。

審査基準表

指定場所	禁止行為	審査基準	
		大規模な百貨店等の場合	床面積の合計が3,000平方メートル未満の場合
売場	喫煙	認めないものとする。	
	裸火使用	<p>1 電気を熱源とする火気使用設備器具は、次の要件を満たす場合に限る。</p> <p>(1) 使用する場所は、食料品の陳列販売部分以外であること。</p> <p>(2) 条例第3章において、火災予防上安全な距離が定められている場合は、可燃物から当該距離以上の距離を確保していること。</p> <p>(3) 可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。</p> <p>(4) 従業員等による監視、消火、使用後の点検等の体制が講じられていること。</p> <p>(5) 消火器具を設けること。</p> <p>(6) 出入口、階段等から水平距離で5m以上離れていること(不燃材料で造った壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。)</p> <p>(7) 危険物品その他の易燃性の可燃物から水平距離で5m以上離れていること(不燃材料で造ったつい立等で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。)</p> <p>2 気体・固体を熱源とする火気使用設備器具は、次の要件を満たす場合に限る。</p> <p>(1) 売場の部裸火使用の項1に定める要件に加え、次の要件を満たすこと。</p> <p>ア 気体燃料を熱源とする火気使用設備器具を使用する場合は、次に掲げるものであること。</p> <p>(ア) 消費量は、1個につき58kW以下であり、総消費量は、売場の部裸火使用の項大規模な百貨店等の場合の欄2(2)に規定する使用する場所ごとに、175kW以下であること。ただし、防火区画されていない場所で、最大消費熱量が12kW以下の簡易湯沸設備(日本工業規格又は火災予防上これと同等以上の基準に適合したものに限る。)を使用する場合の総消費量は、同一解除単位内に存する通常客の出入りする部分を合算し、175kW以下とすること。</p> <p>(イ) ガス過流出防止装置又はガス漏れ早期発見のための装置が設置されていること(カートリッジ式火気使用設備器具を除く。)</p> <p>(ウ) 液化ガスは、カートリッジタイプの燃料容器であること。</p> <p>イ 固体燃料を熱源とする火気使用設備器具を使用する場合の使用量は、同一解除単位内に存する通常客の出入りする部分を合算し、1日につき木炭15kg、練炭10kg、豆炭5kg、その他の固体の燃料5kg以下であること。</p>	<p>2 気体・固体を熱源とする火気使用設備器具は、次の要件を満たす場合に限る。</p> <p>(1) 売場の部裸火使用の項1に定める要件に加え、次の要件を満たすこと。</p> <p>ア 気体燃料を熱源とする火気使用設備器具を使用する場合は、次に掲げるものであること。</p> <p>(ア) 消費量は、1個につき58kW以下であり、総消費量は、同一解除単位内に存する通常客の出入りする部分で使用される消費量と合算し、175kW以下であること。ただし、売場の部裸火使用の項大規模な百貨店等の場合の欄2(2)に規定する使用する場所の要件を満たしている場合は、総消費</p>

	<p>(2) 使用する場所は、次に掲げるものであること。</p> <p>ア 売場外周部に隣接して防火区画されていること。ただし、最大消費熱量が12kW以下の簡易湯沸設備のみ使用する場合には、防火区画とする必要はないものとする。</p> <p>イ 各階ごとに1箇所であること(使用する場所が連続的に複数ある場合は、その1団を1箇所とみなすことができる。)。ただし、次に定める設備等が設けられている場合には、各階ごとに複数箇所を使用する場所とすることができる。</p> <p>(ア) 油脂を含む蒸気を発生するおそれのある厨房設備に附属する天蓋及び排気ダクトの排気取入口には、火災の伝走を防止できる装置としてのフード用等簡易自動消火装置が設置されていること。</p> <p>(イ) 気体燃料を熱源とする火気使用設備器具については、当該設備又は附属配管部分に地震動等により作動する安全装置(消火装置又は燃料供給停止装置)が設置されていること。</p> <p>ウ 防火区画の面積は、150㎡以下であること。</p> <p>エ スプリンクラー設備又はハロゲン化物消火設備が設けられていること。</p>	<p>量を、使用する場所ごとに175kW以下とすることができる。</p> <p>(イ) ガス過流出防止装置又はガス漏れ早期発見のための装置が設置されていること(カートリッジ式火気使用設備器具を除く。)</p> <p>(ウ) 液化ガスは、カートリッジタイプの燃料容器であること。</p> <p>イ 固体燃料を熱源とする火気使用設備器具を使用する場合、使用量は、同一解除単位内に存する通常客の出入りする部分と合算して、1日につき木炭15kg、練炭10kg、豆炭5kg、その他の固体の燃料5kg以下であること。</p> <p>(2) 削除 (い)</p>
<p>売場</p>	<p>1 従業員による監視体制が講じられていること。</p> <p>2 消火器具を設けること。</p> <p>3 出入口及び階段等からの水平距離は、危険物品のうち危険物については6m(危険物のうち危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号。以下「危府令」という。)第44条第2項から第5項までに定めるものを貯蔵し、又は取り扱うものについては3m)、その他の危険物品については3m以上とすること(耐火構造の壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。)</p> <p>4 火気使用場所から水平距離で5m以上離れていること(不燃材料で造ったついで等で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。)</p> <p>5 保管する場合は密栓することとし、他の物品と隔離すること。</p> <p>6 解除される範囲は、同一解除単位内に存する通常客の出入りする部分と合算して、次に掲げるものであること。</p> <p>(1) 危険物 危政令別表第3に定める指定数量の10分の1未満であること。</p> <p>(2) 可燃性液体類 条例別表第7に定める数量の10分の1未満であること。</p> <p>(3) 可燃性ガス容器(ガス法の適用を除外される液化ガスに限る。) ガス総質量が5kg以下であり、かつ、容器の総容量がガス質量5kg以下であること(容器の個数は問わないものとする。)。 (い)</p> <p>7 大規模な百貨店等で、危険物又は可燃性液体類の煮沸行為(揚げ物をする行為を含む。)を行う場所は、次に掲げるものであること。 (い)</p> <p>(1) 売場の部裸火使用の項大規模な百貨店等の場合の欄2(2)に定める使用する場所によること。</p> <p>(2) 気体・固体を熱源とする火気使用設備器具の使用場所を複数箇所設けることを認められている場合は、揚げ物を調理する厨房設備器具に、調理油の温度が過度に上昇した時に自動的に熱源を停止する装置等を設置すること。</p> <p>(い)</p>	<p>危険物品の持ち込み</p>

通常客の出入りする部分	催事場等	喫煙	認めないものとする。	
		裸火使用	<p>1 可燃物から安全な距離が確保できること。</p> <p>2 可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。</p> <p>3 従業員等による監視、消火、使用後の点検等の体制が講じられていること。</p> <p>4 消火器具を設けること。</p> <p>5 出入口、階段等から水平距離で5 m以上離れていること（不燃材料で造った壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）。</p> <p>6 危険物品その他の易燃性の可燃物から水平距離で5 m以上離れていること（不燃材料で造ったつい立等で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）。</p> <p>7 解除される機器及び範囲は、次に掲げるものであること。</p> <p>(1) 電気を熱源とする火気使用設備器具</p> <p>(2) 気体燃料を熱源とする火気使用設備器具は、次に掲げるものであること。</p> <p>ア 消費量は1個につき58 kW以下であること。</p> <p>イ 総消費量は同一解除単位内に存する売場で使用する消費量と合算して、175 kW以下とすること。ただし、売場の部裸火使用の項大規模な百貨店等の欄2(2)に規定する使用する場所に該当する場所を除く。</p> <p>ウ ガス過流出防止装置又はガス漏れ早期発見のための装置が設置されていること（カートリッジ式火気使用設備器具を除く。）。</p> <p>エ 液化ガスは、カートリッジタイプの燃料容器であること。</p> <p>(3) 固体燃料を熱源とする火気使用設備器具の使用量は、一解除単位内に存する売場で使用する消費量と合算して、1日につき木炭15 kg、練炭10 kg、豆炭5 kg、その他の固体の燃料5 kg以下であること。</p>	
	危険物品の持ち込み	<p>1 従業員等による監視体制が講じられていること。</p> <p>2 消火器具を設けること。</p> <p>3 出入口及び階段等からの水平距離は、危険物品のうち危険物については6 m（危府令第44条第2項から第5項までに定めるものを貯蔵し、又は取り扱うものについては3 m）、その他の危険物品については3 m以上とすること（耐火構造の壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）。</p> <p>4 火気使用場所から水平距離で5 m以上離れていること（不燃材料で造ったつい立等で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）。</p> <p>5 保管する場合は密栓することとし、他の物品と隔離すること。</p> <p>6 解除される範囲は、同一解除単位内に存する売場と合算して、次に掲げるものであること。</p> <p>(1) 危険物 危政令別表第3に定める指定数量の10分の1未満であること。</p> <p>(2) 可燃性液体類 条例別表第7に定める数量の10分の1未満であること。</p> <p>(3) 可燃性ガス容器（ガス法の適用を除外される液化ガスに限る。） ガス総質量が5 kg以下であり、かつ、容器の総質量がガス質量5 kg以下であること（容器の個数は問わないものとする。）。</p>		
兼営事業部分	喫煙	認めないものとする。		
	裸火使用	<p>1 通常客の出入りする部分、催事場等の部裸火使用の項1から6までによること。</p> <p>2 解除される範囲は、電気を熱源とする火気使用設備器具に限ること。</p>	通常客の出入りする部分、催事場等の部裸火使用の項によること。	
	危険物品の持ち込み	通常客の出入りする部分、催事場等の部危険物品持ち込みの項によること。ただし、煮沸行為（揚げ物をする行為を含む。）を伴わない危険物、可燃性液体類の持ち込みに限ること。	通常客の出入りする部分、催事場等の部危険物品持ち込みの項によること。	

直接屋外に開放された部分	(い) 喫煙	認めないものとする。
	裸火使用	通常客の出入りする部分、催事場等の部裸火使用の項 1 から 6 までによること。
	危険物品の持ち込み	通常客の出入りする部分、催事場等の部危険物品持ち込みの項 1 から 5 までによること。

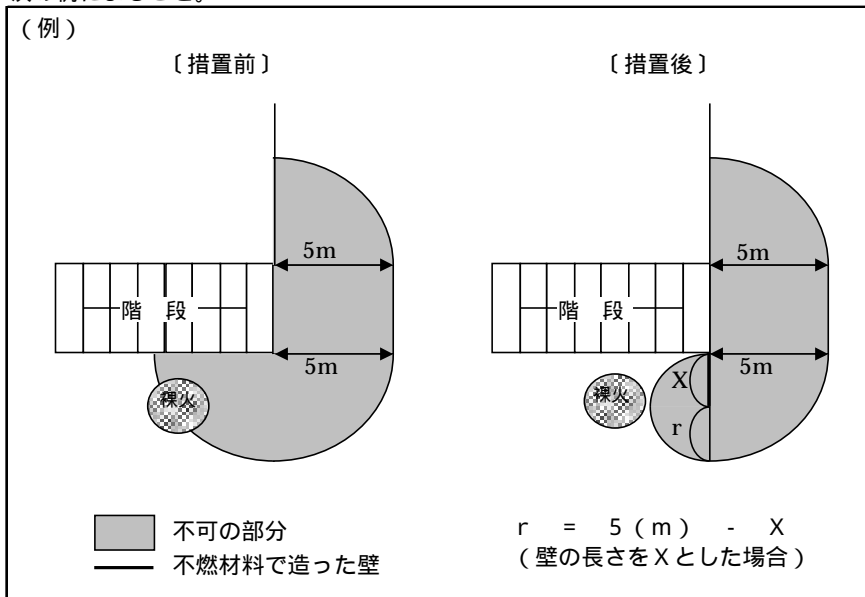
(2) 審査基準適用上の留意事項

ア 「消火器具」の設置は、次によること。

(ア) 禁止行為の内容を勘案し、最も消火適応性が高いものを有効な位置に配置する。

(イ) 消火能力単位(普通火災)は、2以上とする。

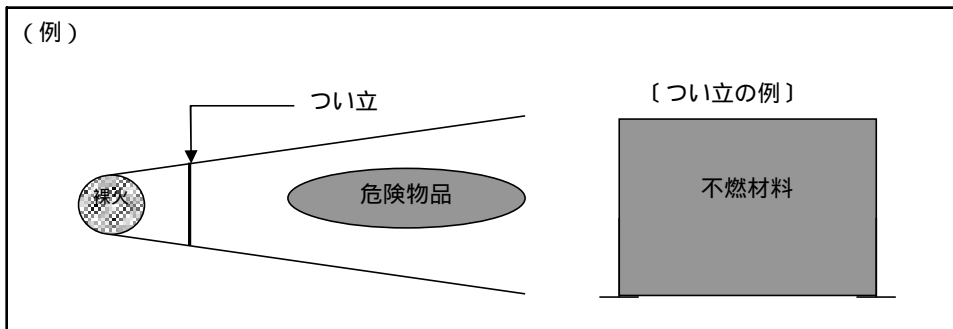
イ 「不燃材料で造った壁(耐火構造の壁)で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合」は、次の例によること。



ウ 「不燃材料で造ったつい立等で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合」は、次の例によること。

(ア) 不燃性の収納箱に収納してある場合

(イ) 不燃性のつい立等により遮断してある場合



- エ 「易燃性の可燃物」とは、紙類、ウレタンフォーム、化学繊維類等着火性が高く、燃焼速度の速いものをいうこと。
- オ 裸火使用に伴う「危険物品その他の易燃性の可燃物からの距離」については、火気を使用する食品加工場等使用する調理用油を不燃性の容器入り又は不燃性収納箱に保管して取り扱う場合にあっては適用しないこと。
- カ 「ガス漏れ早期発見のための装置」には、単体型のガス漏れ警報器も含まれること。この場合、装置の設置位置については、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「省令」という。）第24条の2の3第1項第1号の規定に準じて設置されていること又は当該ガス漏れ警報器のメーカーが示した設置仕様書に基づき設置されていること。
- キ 「ガス法の適用を除外される液化ガスの容器」には、カートリッジボンベが含まれるものであること。
- 3 運用上の留意事項
- 裸火使用で、液体燃料を熱源とする火気使用設備器具は、直接外気に開放された部分を除き、解除承認できないものであること。

第4 屋内展示場

1 承認要件適用区分

承認要件の適用区分については、次表による。

承認申請適用区分表

指定場所	禁止行為	喫煙	裸火使用	危険物品持ち込み
屋内展示場	公衆の出入りする部分	x		

備考 禁止行為の種別欄の「 」は承認、「x」は不承認、「-」は非該当を示す。

2 審査基準

(1) 審査の基準は、次表による。

審査基準表

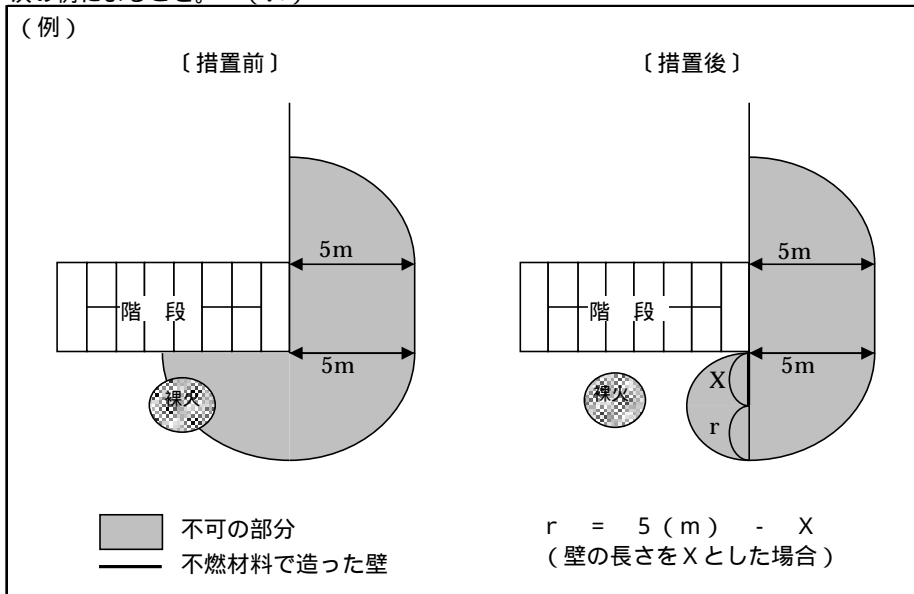
指定場所	禁止行為	審査基準
公衆の出入りする部分	喫煙	認めないものとする。
	裸火使用	<p>1 可燃物から、次に定める安全な距離を確保していること。 (1) 条例第3章において、火災予防上安全な距離が定められている場合は、当該距離以上の距離 (2) (1)以外の場合、火災の幅が70cm以内であれば100cm以上、火災幅が70cmを超え100cm以内であれば150cm以上の距離 (い)</p> <p>2 可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。 3 従業員等による監視、消火、使用後の点検等の体制が講じられていること。 4 使用者が、裸火使用を容易に停止できる措置が講じられていること。 5 消火器具を設けること。 6 出入口及び階段等から水平距離で5m以上離れていること。(不燃材料で造った壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。) 7 危険物品その他の易燃性の可燃物から水平距離で5m以上離れていること(不燃材料で造ったつい立等で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。)</p> <p>8 解除される機器及び範囲は、次に掲げるものであること。 (1) 電気を熱源とする火気使用設備器具及び電気を熱源とするその他の機器 (2) 気体燃料を熱源とする火気使用設備器具及び気体燃料を熱源とするその他の機器は、次に掲げるものであること。 ア 消費量は、1個につき58kW以下であり、総消費量は、175kW以下であること。 イ ガス過流出防止装置又はガス漏れ早期発見のための装置が設置されていること(カートリッジ式火気使用設備器具を除く。) (3) 液体燃料を熱源とする火気使用設備器具及び液体燃料を熱源とするその他の機器を使用する場合は、展示に伴う実演に限るもので必要最小限とする。 (4) 固体燃料を熱源とする火気使用設備器具及び固体燃料を熱源とするその他の機器を使用する場合は、展示に伴う実演に限るもので必要最小限とする。 (5) 火炎を有するものは、火炎の長さが10cm以内の長さであること。 (6) 火薬類を消費する場合は、次に掲げるものであること。 ア 使用場所は、舞台であること。 イ 音又は煙を出すための煙火に限ること。 ウ 煙火は、固定して消費すること(拳銃等の形態による消費を除く。) エ 火薬類取扱いに関する知識及び技術を有する専従員が取り扱うこと。</p>
	危険物品	<p>1 従業員等による監視体制が講じられていること。 2 消火器具を設けること。 3 出入口及び階段等からの水平距離は、危険物品のうち危険物については6m(危府令第44条第2項から第5項までに定めるものを貯蔵し、又は取り扱うものについては3m)、その他の危険物品については3m以上とすること(耐火構造の壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。) 4 火気使用場所から水平距離5m以上離れていること(不燃材料で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。) 5 保管する場合は密栓することとし、他の物品と隔離すること。</p>

の
持
ち
込
み

- 6 解除される範囲は、次に掲げるものであること。
- (1) 危険物
危政令別表第3に定める指定数量の10分の1未満であること。
 - (2) 可燃性液体類
条例別表第7に定める数量の10分の1未満であること。
 - (3) 可燃性ガス容器（液化ガスに限る。）
ガス総質量が5kg以下であり、かつ、容器の総重量がガス質量5kg以下であること（容器の個数は問わないものとする。）。ただし、ガス法の適用を受ける容器（容量2kg以下）を持ち込む場合は、次に掲げる要件を満たしていること。
ア 使用するホースは、外圧によりつぶれない構造であること。
イ 容器の転倒防止措置が図られていること。
ウ 容器は、連結して使用しないこと。
 - (4) 火薬類（打上煙火を除く。）
火薬類の原料である火薬又は爆薬の量により、1回当たり次の個数以下であること。
ア 0.1g以下のものは、30個
イ 0.1gを超え15g以下のものは、5個

(2) 審査基準適用上の留意事項

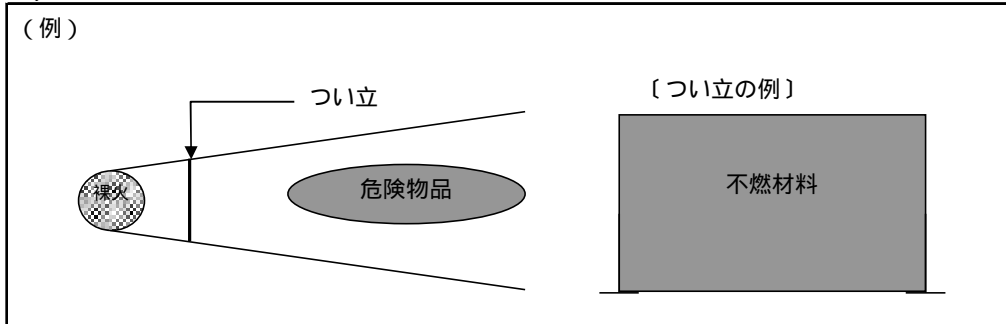
- ア 「消火器具」の設置は、次によること。（い）
- (ア) 禁止行為の内容を勘案し、最も消火適応性が高いものを有効な位置に配置する。
- (イ) 消火能力単位（普通火災）は、2以上とする。
- イ 「不燃材料で造った壁（耐火構造の壁）で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合」は、次の例によること。（い）



ウ 「不燃材料で造ったつい立等で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合」は、次の例によること。（い）

(ア) 不燃性の収納箱に収納してある場合

(イ) 不燃性のつい立て等により遮断してある場合



エ 「易燃性の可燃物」とは、紙類、ウレタンフォーム、化学繊維類等着火性が高く、燃焼速度の速いものをいうこと。（い）

オ 裸火使用に伴う「危険物品その他の易燃性の可燃物からの距離」については、火気を使用する食品の加工に係る展示に伴って使用する調理用油を不燃性の容器入り又は不燃性収納箱に保管して取り扱う場合にあっては適用しないこと。（い）

カ 「ガス漏れ早期発見のための装置」には、単体型のガス漏れ警報器も含まれること。この場合、装置の設置位置については、省令第24条の2の3第1項第1号の規定に準じて設置されていること又は当該ガス漏れ警報器メーカーが示した設置仕様書に基づき設置されていること。（い）

3 運用上の留意事項

(1) 屋内展示場では、予想しえない機器等が展示されることから、事前に機器等の安全性について把握しておくこと。

(2) 裸火使用については、展示に付随する必要最小限の実演が解除できることとなるが、解除事実に適合した火災予防措置を講ずること。

第5 高さ100メートル以上の建築物

1 承認要件適用区分

承認要件の適用区分については、次表による。

承認申請適用区分表

指定場所	禁止行為	喫煙	裸火使用	危険物品持ち込み
高さ100メートル以上の建築物	公衆の通行の用に供する部分	×	×	×

備考 禁止行為の種別欄の「 」は承認、「×」は不承認、「-」は非該当を示す。

2 運用上の留意事項

- (1) 建築物内に飲食店、物品販売店舗等の指定場所が存する場合は、それぞれの指定場所ごとに解除の基準を適用させること。
- (2) 建築物の一部の高さが100メートル以上である場合は、当該建築物の公衆の通行の用に供する部分のすべてが指定場所に該当するものであること。

第6 車両の停車場

1 承認要件適用区分

承認要件の適用区分については、次表による。

承認申請適用区分表

指定場所	禁止行為	喫煙	裸火使用	危険物品持ち込み
車両の停車場	公衆の出入りする部分	-	-	

備考 禁止行為の種別欄の「 」は承認、「×」は不承認、「-」は非該当を示す。

2 審査基準

- (1) 審査の基準は、次表による。

審査基準表

指定場所	禁止行為	審査基準
車両の停車場	危険物品持ち込み	1 従業員等による監視体制が講じられていること。 2 消火器具を設けること。 3 解除される範囲は、次に掲げるものであること。 (1) 危険物 危政令別表第3に定める指定数量の20分の1未満であること。 (2) 可燃性液体類 条例別表第7に定める数量の20分の1未満であること。 (3) 可燃性ガス容器(ガス法の適用を除外される液化ガスに限る。) ガス総質量が5kg以下であり、かつ、容器の総容量がガス質量5kg以下であること(容器の個数は問わないものとする。)。

(2) 審査基準適用上の留意事項

ア 「消火器具」の設置は、次によること。

(ア) 禁止行為の内容を勘案し、最も消火適応性が高いものを有効な位置に配置する。

(イ) 消火能力単位(普通火災)は、2以上とする。

イ 「ガス法の適用を除外される液化ガスの容器」には、カートリッジボンベが含まれるものであること。

3 運用上の留意事項

車両の停車場等が存する建築物内に、飲食店、物品販売店舗等の指定場所が存する場合は、それぞれの指定場所ごとに解除の基準を適用させること。